

令和 2 年 3 月 31 日
政 策 統 括 官**国土交通省の重要な政策課題について分析**
～令和元年度 政策レビュー結果（評価書）の作成～

国土交通省では、重要な政策課題を数テーマ選んで深く掘り下げて検証・分析する独自の取組を毎年度行っています。このたび、1年間かけて分析した結果を「政策レビュー結果（評価書）」としてまとめましたので、ぜひご覧ください。

「政策レビュー」は他省庁では例の少ない「総合評価方式」による国土交通省独自の政策評価です。毎年度、国土交通省の重要な政策課題を数テーマ選んでじっくりと分析していきます。実施している政策の有効性・妥当性を詳しく検証していき、政策の課題は何かを洗い出し、政策の見直しなど課題解決のための対応方針を提案します。

政策レビューは、客観性や的確性を確保するため、政策評価に専門的な知見を持つ学識者で構成される国土交通省政策評価会委員の指導を受けながら進めています。

令和元年度は、4つのテーマについて政策レビューを実施し、政策レビュー結果（評価書）を取りまとめました。

○令和元年度 政策レビュー結果（評価書）が作成された4つのテーマ

「国土形成計画（全国計画）の中間点検」

（評価のポイント）常に社会経済情勢に即した適切かつ実効性のある計画であることを担保するための定期的な見直しを行う。

「既存住宅流通市場の活性化」

（評価のポイント）国民の多様なニーズに合った住生活の実現及び安全・良質で安心できる住環境の実現に向け講じた施策の進捗及びその成果を様々な角度から分析し、課題を明らかにすることで、確実な既存住宅流通市場の活性化を図る。

「港湾における大規模地震・津波対策」

（評価のポイント）港湾における大規模地震・津波対策を確実かつ迅速に推進するため、これまでのハード・ソフト施策の進捗状況及び成果を検証。

「地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実」

（評価のポイント）震災直後の段階での緊急海上輸送ルートの早期確保に係る取組、その後の段階における迅速な海図整備に係る取組、津波災害時に多発する航路障害物に関する情報の効果的な提供について実効性等を総合的に検証。

○政策レビュー結果（評価書）は、下記 WEB に掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html

（別紙）「令和元年度 政策レビュー結果（評価書）」の概要（4テーマ）

（お問い合わせ先は裏面）

(お問い合わせ先)

【政策レビュー制度について】

政策統括官付政策評価官室 政策評価企画官 竹本、評価第二係長 中川

TEL: (03) 5253-8111 (内線 53405、53414) 直通 (03) 5253-8807 FAX: (03) 5253-1708

【国土形成計画（全国計画）の中間点検】

国土政策局 総合計画課 企画専門官 藤澤

TEL: (03) 5253-8111 (内線 29307) 直通 (03) 5253-8356 FAX: (03) 5253-1570

【既存住宅流通市場の活性化】

土地・建設産業局 不動産課 課長補佐 中馬

TEL: (03) 5253-8111 (内線 25116) 直通 (03) 5253-8288 FAX: (03) 5253-1557

住宅局 住宅政策課 課長補佐 岡村

TEL: (03) 5253-8504 (内線 39218) 直通 (03) 5253-8594 FAX: (03) 5253-1627

【港湾における大規模地震・津波対策】

港湾局 海岸・防災課 広域連携推進官 倉富

TEL: (03) 5253-8111 (内線 46735) 直通 (03) 5253-8688 FAX: (03) 5253-8690

【地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実】

海上保安庁 海洋情報部 企画課 主任調査企画官 木村

TEL: (03) 3595-3601 (内線 2105) 直通 (03) 3595-3620 FAX: (03) 3595-3578

国土形成計画(全国計画)の中間点検

レビューの概要

評価の目的、必要性

国土形成計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する基本的な方針であり、関連する諸施策の企画立案にも大きな影響を及ぼすため、計画の内容と社会経済情勢等との乖離が生じないように定期的な見直しを行うことが重要。

そのため、全国計画については、策定又は変更後、一定期間経過したときは、政策評価を実施することが義務づけられている(国土形成計画法第7条)。常に社会経済情勢等に即した適切かつ実効性のある計画であることを担保するため、総合評価方式による政策評価(政策レビュー)を実施する。

対象政策

【評価対象】国土形成計画法に基づき策定された国土形成計画(全国計画)(平成27年3月14日閣議決定)

【政策の目的】国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして策定される計画であり、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的としている。

評価の視点・手法

以下3つの視点から、対応する手法を用いて本計画の評価を実施する。

(1) 計画の進捗状況

本計画の基本構想である「対流促進型国土」の形成、及びその実現のための「コンパクト+ネットワーク」の国土・地域構造の形成は、計画策定後、的確に達成されつつあるか、という観点から評価する。

「対流促進型国土」の形成、「コンパクト+ネットワーク」の形成、国土の基本構想実現のための「具体的な方向性」について、それぞれの進捗状況を、各種統計データや関連指標の整理・分析等により確認する。

(2) 認知・活用状況

本計画の基本構想である「対流促進型国土」の形成、及びその実現のための「コンパクト+ネットワーク」の国土・地域構造の形成は、国民生活の視点から、実感を伴うかたちで実現されつつあるか、という観点から評価する。

地方自治体を対象として、本計画や計画の基本構想等に対する認知度や活用状況について、アンケート調査を実施する。
また、一般国民を対象に、本計画基本構想及びその考え方に対する認知度や実感度について、アンケート調査を実施する。

(3) 計画策定時からの状況の変化

本計画の前提となる、(当時の)国土に係る状況(急激な人口減少・少子高齢化や激甚な風水害被害の頻発等)から、現在において大きな変化が生じているかどうか、変化が生じていれば、計画の内容は現在も有効かどうか、という観点から評価する。

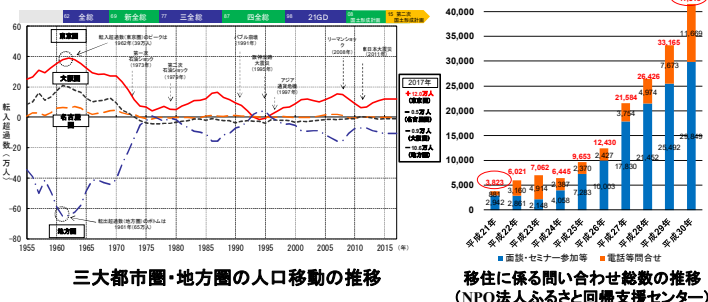
国土に係る状況の変化について、各種統計データの整理・分析等を行うとともに、その内容について企画・モニタリング専門委員会における議論・意見をいただき、現在における計画の有効性について検証する。

評価結果①

(1) 計画の進捗状況

<「対流促進型国土の形成」について>

本計画のキーワードである「対流」について、従来の住民票の移動を伴う人口移動の観点からは、引き続き東京圏への人口移動が進行しており、双方向の動きである対流はデータ上は必ずしも明確に現れていないが、一方で、都会から地方への移動の事例も一部であるが見られるほか、人口移動に係る意識の変化、新しい働き方、住まい方や関係人口といった、人口移動では捉えきれない新たな動きも出現しつつある。



評価結果②

(1) 計画の進捗状況(つづき)

<「コンパクト+ネットワークの形成」について>

「コンパクト+ネットワーク」の国土構造・地域構造について、コンパクトの観点としてのDID人口割合・DID人口密度の動向、ネットワークの観点として広域的な交通ネットワーク整備による移動時間及び到達可能人口率の変化について検討したところ、いずれも一定の進捗を確認することができた。

<国土の基本構想を実現するための「具体的方向性」について>

国土の基本構想を実現するための「具体的方向性」については、これらの方向性の各項目が進捗することにより現れる状態(アウトカム)を整理し、これの達成状況を表すモニタリング指標を設定し、本計画の策定前後における変化を確認したところ、指標は概ね上昇傾向にあり、概ね進捗している状況にあることを確認することができた。

モニタリング指標の例

	本計画の項目	モニタリング指標	変化	数値
例1	我が国の企業の国際競争力の強化	世界競争力ランキングにおける日本の順位	↓	IMD WORLD COMPETITIVENESS RANKING 27位(2015)→30位(2019)
例2	自立的な地域づくり	まちづくりNPOの数	↑	全国:21,930団体(H27) →22,740団体(H31)
例3	安心して子どもを産み育てるための環境整備	待機児童数	↑	23,167人(H27.4) →16,772人(H31.4)

モニタリング指標の変化の結果

項目	モニタリング指標数 ※重複除く	上昇した指標数	変化なし	下降した指標数
第1部 ローカルに輝き、グローバルにはびく国土				
(1)個性ある地方の創生	16	13	0	3
(2)活力ある大都市圏の整備	6	4	0	2
(3)グローバルな活躍の拡大	15	10	1	4
第2部 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤				
(1)災害に対し粘り強くなやかな国土の構築	5	5	0	0
(2)国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成	13	8	0	5
(3)国土基盤の維持・整備・活用	4	3	1	0
第3部 国土づくりを支える参画と連携				
(1)地域を支える担い手の育成等	3	2	0	1
(2)共助社会づくり	1	0	0	1
合計(構成割合)	63(100%)	45(71%)	2(3%)	16(25%)

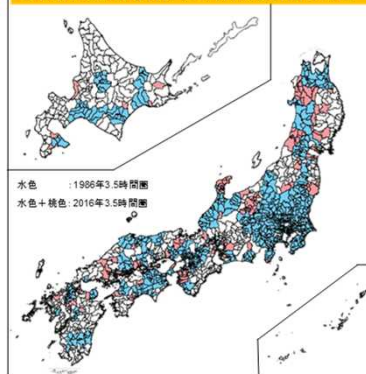
全国におけるDID人口割合の推移

国勢調査実施年	平成7年	平成17年	平成27年
全国DID人口 (増加率(対前回比))	8,125万人 (-)	8,433万人 (101.8%)	8,687万人 (100.9%)
全国DID人口割合 (増加率(対前回比))	64.7% (-)	66.0% (101.2%)	68.3% (101.6%)

全国におけるDID人口密度の推移

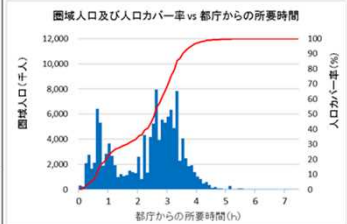
国勢調査実施年	平成7年	平成17年	平成27年
全国DID人口密度 (増加率(対前回比))	6630.1 (-)	6714.0 (101.0%)	6793.8 (100.5%)

○東京から各市町村までの最短所要時間の变化



■東京からの到達可能人口率(1986年と2016年の比較)

東京からの所要時間	~1時間	~2時間	~3時間	~4時間
1986年	18.4%	30.1%	59.6%	91.7%
2016年	23.1%	35.5%	70.5%	97.4%



東京から各市町村までの最短所要時間の变化

(2) 認知・活用状況

自治体向けアンケートの結果としては、自治体の施策により近い「コンパクト+ネットワーク」の認知度は高かったものの、その他の本計画に係る認知は、いずれも低い水準であった。

また、一般国民向けアンケートの結果としては、「対流」の実感として特に外国人に関するヒトの対流について実感している割合が比較的高い傾向にあった。一方「コンパクト」及び「ネットワーク」の実感については、いずれも低い水準であった。

(3) 計画策定時からの状況の変化

本計画の前提条件としている国土に係る状況認識について、企画・モニタリング専門委員会における議論の結果、状況の変化によりただちに計画の見直しが必要であるとの意見・結論はなく、本計画の前提条件は現在においても一定程度有効であることが確認できた。

課題

- データの積極的発信
- 計画策定段階における指標の設定
- 計画の中にフレキシブルに変更できる仕組みが必要(計画の硬直性からの脱却)
- 計画の位置づけ等のあり方

今後の方向性

- 計画の内容や計画を支えるデータ等が幅広い層に利活用してもらえるよう、情報発信の見直しを行っていく。
- 現時点においては具体的に次期計画を検討する段階ではないが、「国土の長期展望専門委員会」における議論も含め、今後の国土形成計画のあり方について、引き続き検討してまいりたい。

既存住宅流通市場の活性化

レビューの概要

評価の目的、必要性

住宅ストック数が世帯数を上回り、空き家が増加。今後、人口減少に伴い、世帯数も減少局面を迎えることから、一層、空き家の増加が見込まれており、国民の多様なニーズに合った住生活及び安全・良質で安心できる住環境を実現する観点からも、住宅ストックの活用が求められている。しかし、我が国の全住宅流通量に占める既存住宅（住宅ストック）の流通シェアは約14.5%と、近年ではシェアは横ばいであり、また欧米諸国と比べると1/6程度であり、依然として低い水準である。このため、土地・建設産業局及び住宅局で講じた施策の進捗状況及びその成果を様々な角度から分析し、課題を明らかにすることで、確実な既存住宅市場の活性化を図っていくことが必要である。

対象政策

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化を迎えるなか、住宅ストックの有効活用、市場拡大による経済効果の発現、ライフステージに応じた住替えの円滑化による豊かな住生活の実現等の観点から、既存住宅流通市場の活性化は重要な政策課題である。既存住宅流通市場における情報の非対称性等による売手、買手の不安等の課題を解消し、既存住宅市場の活性化を図る。

評価の視点

国がこれまで取り組んできた施策について評価を実施した上で課題を整理。

①既存住宅流通市場における仲介の円滑化・適正化、②売手及び買手への支援、③住宅ストックの「質」の向上

評価手法

以下の手法により評価を実施し、国のこれまでの取組により、国民の多様なニーズに合った住生活の実現及び安全・良質で安心できる住環境の実現にどの程度貢献したのかという観点から進捗状況の把握及び課題分析を行う。

①既存の統計データの活用、②関係団体及び個別事業者へのヒアリング等

評価結果

【第1章】住宅ストックの現状・消費者ニーズの変化

- 住宅ストック数は総世帯数に対して約16%高く量的には充足
- 空き家総数は849万戸と20年間で約1.5倍に。特にその他空き家の増加が顕著
- 既存住宅への住み替え意向が増加傾向にあるものの、住宅の広さでニーズとのギャップが発生

【第2章・第3章】既存住宅流通市場の現状と市場評価

- 既存住宅流通量は近年横ばい状態。マンションは流通しているが、戸建ての流動性が低い
- 空き家等の低廉物件は宅建業者が仲介を敬遠する傾向が強い
- 売手及び買手のピンポイントなマッチングと安心した取引環境の整備が重要な市場

【第4章】既存住宅流通市場における課題

【売手からみた課題】

- 木造戸建ては住宅の状態にかかわらず、一律に築後20~25年程度で住宅の市場価値がゼロとされる取扱いが一般的
- 維持管理やリフォームのインセンティブが少ない
- 空き家等低廉物件の売却機会の欠乏

【買手からみた課題】

- 既存住宅の隠れた不具合や品質に対する不安感が存在
- 買手は既存住宅購入時において「保証」を重視

【宅建業者からみた課題】

- 空き家等の低廉物件は労力の割に報酬が少ない
- 戸建ての算定基準が存在せず、売却価格の査定が困難
- 中小宅建業者の仲介物件については、売手及び買手が自らリスクを背負う可能性
- 売買取引時の重要事項説明は対面が原則であり、遠方時は相対の時間・金銭コストが増加

【第5章】主な取組状況と評価結果

【仲介の円滑化・適正化】

- 建物評価方法の指針の策定
⇒指針に基づき「価格査定マニュアル」が改定され、宅建業者は合理的な査定が可能に。流通促進に一定の効果が見られたが、金融機関の評価に課題あり
- 全国版空き家・空き地バンクの構築
⇒空き家物件をワンストップで検索可能となり、一定の普及・利用が図られているものの、参加自治体数は微増状態
- 低廉物件の媒介報酬額の上限を見直し
⇒特に地方部において活用頻度が高い。さらなる報酬額の見直しの声がある
- IT重説に係る社会実験の実施
⇒本格運用を開始した賃貸取引のIT重説はメリットが報告されている。社会実験実施中の売買取引のIT重説については現時点で十分な実績が得られていない

【既存住宅の売手及び買手への支援】

- 宅地建物取引業法の改正によるインスペクション業者のあっせん
⇒インスペクションの一定の利用は図られているが、認知度の低さ等が課題
- 消費者への不安払拭
⇒「安心R住宅」や住宅リフォーム事業者団体登録制度等を創設。制度の普及のために一層の周知等が必要

【住宅ストックの「質」の向上】

- 住宅の質の向上に寄与する建て替えやリフォームに対する支援
⇒長期優良住宅の認定や買取再販に対して、税制や補助による支援を実施。一定の実績がみられるも、制度のさらなる利用の促進が必要

課題	今後の方向性
既存住宅流通市場における仲介円滑化・適正化	
<ul style="list-style-type: none"> ・価格査定マニュアルの一層の周知・普及が必要。 ・金融機関は木造戸建て住宅の建物評価に関して、築年数のみで担保評価することが一般的であるため、金融機関についても、宅建業者の建物評価と同様に、住宅の性能や維持管理の状態を考慮することが必要。 ・全国版バンクの参加自治体数は微増状態。自治体の物件情報入力負荷の軽減や、マッチングサイトの魅力度向上に向けた取組が必要。 ・空き家等の流通促進のモデル的な取組を行う団体等への支援は一定の事例が蓄積されている。一方、取組を参考にしたい団体等に対し、今後は、利活用事例の横展開や周知活動が必要。 ・低廉物件の仲介について、宅建業者は18万円の報酬額でも割に合わず、敬遠する場合がある。売主だけでなく、買主からの上限額の引き上げに対する要望がある。 ・売買取引時におけるIT重説の社会実験について、現時点において本格運用への移行の可否を判断するに足りる十分な結果が得られたとは言い難い状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにリリースしたRC版の周知・普及活動に合わせて、引き続き、制度の周知・普及活動を行う必要がある。 ・宅建業者や金融機関等が連携し、適切な維持管理が資産価値評価や金融機関の審査等に反映されるような仕組みを一体的に開発・普及等する取組に対して支援する。 ・全国版バンクの物件入力の負担軽減に向けた方策及び機能拡充案について検討し、参加自治体数及び公開件数の増加に伴うマッチング数の向上を図る。 ・空き家等の流通促進のモデル的な取組を行う団体等への支援の取組事例から成功要因を分析・整理し、全国の自治体や空き家利活用事業団体等に対して横展開を図る。 ・売買取引時におけるIT重説の社会実験を継続して実施し、アンケート調査結果等を踏まえて、非対面化に向けた検証・検討を進める。 ・重要事項説明に際して対面原則の見直しとともに、画面の電子化の可否等についても検討を進める必要がある。
既存住宅の売手及び買手への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・インスペクション(建物状況調査)に関する制度の認知度の浸透や理解が不足。 ・インスペクション(建物状況調査)のあっせん率は約6%と低い。 ・買主からの調査希望は多いが、既存住宅状況調査技術者の不足や契約スケジュールの不適合等により、実施に至らないといった声もある。 ・「安心R住宅」は、制度の利用は進んでいるが、制度を利用する宅建業者が所属する団体から、制度に対する消費者の認知度が低いことや、制度の運用にかかる事務の習熟に時間がかかっているとの指摘がある。 ・住宅リフォーム事業者団体登録制度は、制度が消費者に十分に認知されていない、といった意見をあげている団体も多い。 ・既存住宅売買瑕疵保険は、一定の実績を有しているが、住宅取得者が存在を知らないことも多く、制度の普及のために一層の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の課題を分析し、認知度向上や理解を深めるための方策を検討する。 ・買主によるインスペクションの利用を促進するため、インスペクションの結果を活用し、既存住宅売買瑕疵保険に加入することで、住宅ローン減税の適用が出来ること等の周知を行う。 ・宅建業者が簡易に既存住宅状況調査技術者を検索できるサイトの構築によりマッチングを図る。 ・「安心R住宅」の認知度を高めるために、様々な機会や各種媒体を通じた周知を行うとともに、事業者の業務の円滑化等に対する団体の取組に対して支援することを検討する。 ・住宅リフォーム事業者団体登録制度の認知度を高めるために、制度の内容等を紹介したリーフレットの配布等、様々な機会や各種媒体を通じた周知を行う。 ・住宅購入後の保証制度を求める消費者の声が多いことを宅建業者に集中的に啓発する等により、買主及び売主に瑕疵保険の存在を周知し、瑕疵保険付保への関心を高める取組を検討する。
住宅ストックの「質」の向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅(増改築)認定制度は、一定の認定実績を有しており、良質な住宅ストックの形成に寄与しているものの、本制度のさらなる利用の促進が必要。 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業は一定の支援実績を有するとともに、戸建て住宅、共同住宅いずれでも利用されているものの、さらなる利用の促進が必要。 ・買取再販制度において、戸建ての販売戸数の伸びがマンションと比べて低くなっていることや、不動産取得税軽減の適用件数が不動産取得税と登録免許税の間で乖離がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅(増改築)の認定の取得を促進を図るため、引き続き税制や補助による支援を通じて、その取得促進を図る。 ・さらなる利用の促進に向けて、事業内容の充実のほか、様々な機会や各種媒体を通じた周知を行うとともに、省エネ性能に関する要件の見直しなどを図る。 ・エンドユーザーである買取再販住宅の買主への周知が必要であるため、今後は、買取再販住宅の販売者である宅建業者を通じて、買主への周知を行い、認知度向上を図る方針である。

港湾における大規模地震・津波対策

レビューの概要

評価の目的、必要性

港湾における大規模地震・津波対策について、東日本大震災等の過去の災害教訓を踏まえ、平成24年6月13日に、「港湾における大規模地震・津波対策のあり方」（交通政策審議会答申）が示されて以降、当該答申に示された施策方針に基づき実施してきており、具体的には、耐震強化岸壁の整備、防波堤の粘り強い構造への改良等のハード施策や基幹的広域防災拠点の運用体制強化、港湾BCPの策定、航路啓開体制の強化等のソフト施策を実施してきたところである。

災害が頻発する昨今の状況において、港湾における大規模地震・津波対策を確実かつ迅速に推進するため、これまでのハード・ソフト施策の進捗状況及び成果を検証し、今後の施策の方向性に反映させることを本政策レビューの目的とする。

対象政策

港湾における大規模地震・津波対策に係る政策

評価の視点

- ①政策全体を見たときに、体系的に施策が実施されているか。
- ②現状実施されている個別の施策に関して、適切に進捗しているか。

評価手法

①全体の構造化

地震・津波それぞれについて、想定される被害と対応する施策を網羅的に羅列し、全体像の構造化を行うことで、施策が体系的に実施されているかどうかについて確認する。この際、「フェーズ別（事前対策、初動対応、応急復旧）」及び「ハード・ソフト」の2つの観点で施策を分類し、確認を行う。

②個別施策の評価

現行の施策について、施策ごとに第4次社会資本整備重点計画や国土強靱化基本計画等において設定されている目標値に対する進捗状況について評価を行う。評価にあたっては、収集したデータを活用するほか、港湾管理者等へのアンケート調査やヒアリング調査を実施し、さらに第三者の知見も活用して評価を行った。また、各対象政策について、進捗が芳しくない施策についてはその原因を分析する。

評価結果

「港湾における大規模地震・津波対策のあり方」に示された3つの方針に沿って実施された地震・津波対策の個別施策を評価。（○：進捗が認められる事項、△：改善が必要な事項）

方針1：港湾の津波からの防護（主な個別施策：防護水準の確保）

- 首都直下地震緊急対策地域では施設の計画高及び耐震化について概ね5割を確保。
- △津波リスクの高い南海トラフ地震防災対策推進地域で計画高の達成率が低く、耐震化率も低い。

方針2：港湾の災害対応力の強化（主な個別施策：耐震強化岸壁の整備）

- 耐震強化岸壁は重要港湾以上の港湾を有する全ての都道府県において1港以上で確保。
- △供用されている耐震強化岸壁は港湾計画に位置づけられた施設数の半分程度（特に幹線貨物輸送対応の施設数は4割弱程度）。
- △近年、災害派遣等に使用される船舶が大型化しており、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の延長不足が顕在化。また、初期に整備された耐震強化岸壁の老朽化の進行や島嶼部や災害時に船が唯一の交通手段となる半島において、耐震強化岸壁の空白地帯の存在。

方針3：災害に強い海上輸送ネットワークの構築に向けた対策の推進（主な個別施策：港湾BCPの策定）

- 重要港湾以上の全ての港湾125港で港湾BCPを策定済みであり、本年度末までに訓練を実施予定。
- △港湾を災害発生後のガレキ処理に活用した事例もあるが、関係者間の調整に時間を要した。
- △各地方ブロックにおいて、複数港で連携した港湾BCPを策定済みだが、巨大災害には対応困難。

課題

方針1: 港湾の津波からの防護 <防護水準の確保>

●津波リスクの高い南海トラフ地震防災対策推進地域で計画高の達成率が低く、耐震化率も低い。

方針2: 港湾の災害対応力の強化 <耐震強化岸壁の整備>

●供用されている耐震強化岸壁は港湾計画に位置づけられた施設数の半分程度(特に幹線貨物輸送対応の施設数は4割弱程度)。

●近年、災害派遣等に使用される船舶が大型化しており、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の延長不足が顕在化。また、初期に整備された耐震強化岸壁の老朽化の進行や島嶼部や災害時に船が唯一の交通手段となる半島において、耐震強化岸壁の空白地帯の存在。

方針3: 災害に強い海上輸送ネットワークの構築に向けた対策の推進 <港湾BCPの策定>

●港湾を災害発生後のガレキ処理に活用した事例もあるが、関係者間の調整に時間を要した。

●各地方ブロックにおいて、複数港で連携した港湾BCPを策定済みだが、巨大災害には対応困難。

今後の方向性

●首都直下地震緊急対策地域に加え、南海トラフ地震防災対策推進地域等においても計画的に計画高の確保や耐震化を推進。条件によっては多重防護も検討。

●災害時の物流ネットワーク維持の観点から、計画的に整備率を高めるための工夫を検討する必要。

●緊急物資輸送の耐震強化岸壁の延伸や老朽化対策等を推進。

●災害対応拠点として活用する場合のルール等を事前に関係者と協議し、港湾BCPに規定。

●基幹的防災拠点の利活用を促進させるため、運用の改善が必要。

●訓練の実施等により陸側との連携も含め各地方ブロック間の更なる連携強化が必要。

地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実

レビューの概要

評価の目的、必要性

【必要性】

地震・津波災害発生後に、支援船舶が被災地の港湾へ入港するには、地震・津波による岸壁の損壊状況や、港湾内とそこに至るまでの航路上における津波瓦礫等の障害物や水深の変化等を把握することが不可欠である。

加えて、使用可能な緊急輸送路、油槽所や倉庫等の港湾施設の状況、使用可能な船舶の種別や大きさ等の全ての要素を検討した上で、優先的に応急復旧すべき港湾・航路を早期に決定し、緊急物資輸送船などが安全に航行できるよう、航路の障害物撤去や水深調査などによる「航路啓開」を速やかに実施する必要がある。

【目的】

地震・津波災害時の対応のうち、震災直後の段階での緊急海上輸送ルート of 早期確保に係る取組、その後の段階における迅速な海図整備に係る取組、津波災害時に多発する航路障害物に関する情報の効果的な提供について実効性等を総合的に検証する。

対象政策

【政策の目的】

中央防災会議「南海トラフ地震防災対策基本計画」及び国土強靱化推進本部「国土強靱化アクションプラン」（2016～）を踏まえた地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実を図る。

【施策の対象】

1. 緊急海上輸送ルートの早期確保及び迅速な海図整備に係る取組
 - (1) 調査作業マニュアルの整備
 - (2) GPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備
2. 地震津波災害時における船舶交通安全のための情報提供の充実
航行警報等のビジュアル（視覚化）情報を提供するシステムの構築等

評価の視点

各施策について以下の視点で評価を行うこととする。

1. 緊急海上輸送ルートの早期確保及び迅速な海図整備に係る取組
 - (1) 「調査作業マニュアルの整備」は、①作業の迅速化、②普及・改善状況、③国際会議での評価という視点で、緊急海上輸送ルートの早期確保におけるマニュアル整備の実効性を評価
 - (2) 「GPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備」は、①最低水面決定の迅速化、②整備・普及状況、③国際会議での評価という視点で、基礎情報整備による海図整備の迅速化への貢献度を評価
2. 地震津波災害時における船舶交通安全のための情報提供の充実
 - ①利便性と普及状況、②国際会議での評価という視点で、地震津波災害時における航行警報等の提供の充実度を評価

評価手法

各施策について以下のような手法で評価する。

1. 緊急海上輸送ルートの早期確保及び迅速な海図整備に係る取組
 - (1) 調査作業マニュアルの整備
 - 「①作業の迅速化」については机上シミュレーションによる確認
 - 「②普及・改善状況」については地方版マニュアルの整備状況及びユーザーへのアンケート調査
 - 「③国際会議での評価」については国際会議での我が国の取組紹介による他国等の反応

評価手法（つづき）

（２）GPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備

- 「①最低水面決定の迅速化」については海図整備プロセスの確認
- 「②整備・普及状況」については整備の優先順位の考え方にに基づく整備状況
- 「③国際会議での評価」については国際的な「災害対応指針」への盛り込み状況

2. 地震津波災害時における船舶交通安全のための情報提供の充実

- 「①利便性と普及状況」については利用者への聞き取り調査
- 「②国際会議での評価」については国際会議での我が国の取組紹介による他国等の反応

評価結果

1. 緊急海上輸送ルートの早期確保及び迅速な海図整備に係る取組

（１）調査作業マニュアルの整備

緊急海上輸送ルートの早期確保のために、水深調査作業マニュアルの整備は時間短縮効果が非常に大きく、調査実施者からの評判も高く、海上輸送ルートの確保に大きく貢献するものであり諸外国からの評価も高い。

一方、調査作業マニュアルの測量業者等の調査実施者への普及については、鋭意進めている最中であり、今後とも地方で実施される航路啓開訓練等の機会を用いて、調査作業マニュアルに対する認知度向上・理解深化等に務める必要がある。

（２）GPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備

海上保安庁で実施しているGPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備の施策は、海図刊行までの期間を最大1ヶ月短縮でき、調査作業量も低減できる。当該基礎情報整備も予定どおり進捗しており、緊急物資輸送に必要な港湾への本格的な海上輸送ルートの確保に大きく貢献するものであり、我が国の取組の重要性は国際機関にも認知されている。

一方、関係の説明会の実施や利用指針の公表等、更なる普及に取り組む必要がある。

2. 地震津波災害時における船舶交通安全のための情報提供の充実

船舶交通安全のための航行警報等のビジュアル（視覚）化は、航行警報をより確実に利用してもらうための施策であるが、利用者へのヒアリング調査の結果、利便性は高いものの認知度が低いとの結果であった。

航行警報の内容が全ての船舶に届き、かつその内容が確実に利用されることにより、海上交通の安全が確保され、緊急物資輸送船が緊急輸送ルートを安全に航行することができるよう認知度を高めるために更なる普及に取り組む必要がある。

課題

<調査作業マニュアルの整備>

調査作業マニュアルの測量業者等の調査実施者への普及・浸透

<GPS衛星を用いた測量による基礎情報の整備>

関係者への説明会の実施や利用指針の公表等、更なる普及に取り組む必要がある。

<地震津波災害時における船舶交通安全のための情報提供の充実>

航行警報等のビジュアル（視覚）化情報については、ヒアリング調査の結果、利便性は良いものの認知度が低いとの結果。

今後の方向性

各地方で実施される航路啓開訓練の機会や説明会を開催することで、引き続き調査作業マニュアルの普及・浸透に務める。

また、港湾管理者や調査事業者からの意見や情勢の変化、新技術の活用を盛り込んで調査作業マニュアルを随時更新し、港湾管理者や調査事業者の利便性を高める。

国土交通省港湾局、地方整備局、港湾管理者、民間測量会社等への説明会の実施等を通じて更なる普及に取り組むとともに、新技術の活用や港湾管理者や調査事業者からの意見を踏まえ、利用指針を更新していく。

関係団体からの協力を得ながら、更なる利用者の拡大を図っていく。また、海洋状況表示システム（愛称「海しる」）により更なる効果的な情報提供を推進していく。